

下関市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

下関市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

部分休業で取得できる休業形態を拡大し、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に係る任命権者の責務について定め、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 下関市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。))を除く。)</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第24条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同</p>	<p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第24条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規</p>

<p>じ。)の承認は、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第18条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p>	<p>定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第18条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p>
	<p>（第2号部分休業の承認）</p> <p><u>第24条の2 育児休業法第19条第2項第2</u></p>

	<p><u>号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p>(2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p>
	<p><u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u></p> <p><u>第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
	<p><u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u></p> <p><u>第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u></p> <p>(1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u></p>
	<p><u>（育児休業法第19条第3項の条例で定め</u></p>

	<p><u>る特別の事情)</u></p> <p><u>第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u></p>
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第25条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第19条第1項（当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第19条又は第25条）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条（当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第20条又は第23条第3項）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第25条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第19条第1項（当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第19条又は第25条）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条（当該職員が会計年度任用職員の場合にあつては、会計年度任用職員給与等条例第20条又は第23条第3項）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>
<p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第26条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>	<p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第26条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p>

(下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第18条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第22条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第18条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第23条第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 略</p>
	<p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p>第22条 <u>任命権者は、下関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第46号。以下「育児休業条例」という。）第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資</u></p>

する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第

	<u>3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>
<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第22条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第23条</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p>
<u>第23条</u> 略	<u>第24条</u> 略

(下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 介護休暇の<u>単位は、1日又は1時間とする。</u></p> <p>3 <u>1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日につ</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 介護休暇の<u>期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>

<p><u>いては、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p><u>3 略</u></p>
<p>(介護時間)</p> <p>第17条 介護時間は、会計年度任用職員が1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある場合において要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、<u>当該減じた時間</u>）を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。</p> <p>2 介護時間の<u>単位</u>は、<u>30分</u>とする。</p> <p><u>3 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した時間とする。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(介護時間)</p> <p>第17条 介護時間は、会計年度任用職員が1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある場合において要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日<u>の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときにおける休暇とする。</u></p> <p>2 介護時間の<u>時間</u>は、<u>前項に規定する期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 略</u></p>

(下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 下関市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が次の各号に掲げるいずれかの休業等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が次の各号に掲げるいずれかの休業等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>

(下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 下関市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第305号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 職員が次の各号に掲げるいずれかの休業等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 職員が次の各号に掲げるいずれかの休業等の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>(1) 部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）</p> <p>(2)～(4) 略</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(下関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第1条の規定による改正後の下関市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の育児休業条例」という。）第23条第2号の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、改正後の育児休業条例の規定を適用する。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の育児休業条例第24条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第22条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。



下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

初任給調整手当の支給対象に、保健所に勤務する医師を追加するため。

別紙

下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の2 <u>医療職給料表(二)の適用を受ける職員</u>の職に新たに採用された職員には、<u>月額185,500円</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の2 <u>次の各号に掲げる職員</u>の職に新たに採用された職員には、<u>当該各号に定める額</u>を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) <u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員</u>の職 <u>月額310,000円</u></p> <p>(2) <u>医療職給料表(二)の適用を受ける職員</u>の職 <u>月額185,500円</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下関市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

下関市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分手続に伴い基金に積み立てられた額の用途を定めるため。

別紙

下関市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

下関市公共施設整備基金条例（平成28年条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、<u>第6条第1項各号に規定する経費の財源若しくは償還金に充て、又は基金に編入するものとする。</u></p>
<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 公共施設の整備（施設を新築し、増築し、又は改修することをいい、公共用地の取得及び造成並びに建物の購入を含む。<u>以下同じ。</u>）に要する経費の財源に充てるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 公共施設の<u>災害復旧事業</u>の財源に充てるとき。</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 公共施設の整備（施設を新築し、増築し、又は改修することをいい、公共用地の取得及び造成並びに建物の購入を含む。<u>次号において同じ。</u>）に要する経費の財源に充てるとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 公共施設の<u>災害復旧に要する経費の財源</u>に充てるとき。</p> <p><u>2 前項の場合において、国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分手続に伴い基金に積み立てられた額については、市立学校の施設整備に要する経費の財源に充てなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市活力創造基金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市活力創造基金条例の一部を改正する条例

下関市活力創造基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金を原資として基金に積み立てられた額の使途を定めるため。

別紙

下関市活力創造基金条例の一部を改正する条例

下関市活力創造基金条例（平成31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、<u>第6条各号</u>に規定する経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。</p>	<p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、<u>第6条第1項各号</u>に規定する経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。</p>
<p>(処分)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(処分)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項の場合において、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附金を原資として基金に積み立てられた額については、当該事業に要する経費の財源に充てなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

全ての住民基本台帳カードの有効期間が満了するため。

別紙

下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成17年条例第414号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（下関市手数料条例の一部改正）

- 2 下関市手数料条例（平成24年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第2条関係） 証明・閲覧・複写関係 表 略 備考 1の項中「自動交付機」とは、市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、<u>個人番号カード、移動端末設備</u>（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。）<u>又は住民基本台帳カード</u>を利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。</p>	<p>別表第1（第2条関係） 証明・閲覧・複写関係 表 略 備考 1の項中「自動交付機」とは、市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する証明書等を発行する機能を有する機器で、<u>個人番号カード又は移動端末設備</u>（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号口に規定する移動端末設備をいう。）を利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。</p>

（下関市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正）

- 3 下関市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年条例第181号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（印鑑登録証明書の交付）	（印鑑登録証明書の交付）

第14条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、自動交付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する機器で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）又は自動受付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された機器で、自動的に証明書等の申請及び請求を受け付けるものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 住民基本台帳カード（下関市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成17年条例第414号）第3条第2項の規定により、市長が印鑑登録証明書を交付するサービスを提供するために必要な機能及び情報を記録したものに限る。）

第14条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、自動交付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する機器で、自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）又は自動受付機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された機器で、自動的に証明書等の申請及び請求を受け付けるものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを用いて、暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(1)・(2) 略



下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の一部を改正する条例

下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

#### 提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、下関市の議会の議員及び長の選挙に  
おける選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度  
額を改定するため。

別紙

下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（その金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による</p>

届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、28円35銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、30円73銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数から500を超える数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (適用)

- 2 この条例による改正後の下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。



下関市魚食の普及推進に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市魚食の普及推進に関する条例

下関市魚食の普及推進に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

本市水産業の持続的発展を図るとともに、市民の健康づくり及び食育の推進並びに郷土への愛着及び誇りの醸成に寄与することを目的として、魚食の普及推進に関する基本的な事項を定めるため。

## 別紙

### 下関市魚食の普及推進に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、本市が関門海峡、周防灘及び響灘の三方を海に囲まれ、水産都市として発展してきたこと並びに豊かな自然及び歴史の中で特有の魚食文化が形成されてきたことに鑑み、魚食の普及に関し、基本理念を定め、市及び事業者等の役割等を明らかにすることにより、魚食の普及推進に関する施策を総合的に推進し、もって本市水産業の持続的発展を図るとともに、市民の健康づくり及び食育の推進並びに郷土への愛着及び誇りの醸成に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 魚食 水産物及び水産加工品（以下「水産物等」という。）を食することをいう。
- (2) 事業者等 漁業、水産物卸売業、水産食料品製造業、小売業、宿泊業又は飲食サービス業を営む者及びこれらに関する団体をいう。

#### (基本理念)

第3条 魚食の普及は、本市が身近な場所において旬の新鮮な水産物を入手できる環境であることに鑑み、水産物等の地産地消を推奨することを旨として、推進されなければならない。

- 2 魚食の普及は、水産業が本市の基幹産業として将来にわたって発展していくために、水産物等に係る生産、流通、消費、学術研究等の様々な視点、立場等を踏まえて、推進されなければならない。
- 3 魚食の普及は、海、河川及び湖の豊かさを守り、持続可能な生産消費形態を確保することを旨として、推進されなければならない。
- 4 魚食の普及は、水産物等が健全な食生活の実現のために重要なものであることに鑑み、食育と一体的に推進されなければならない。
- 5 魚食の普及は、市、事業者等及び市民による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

#### (市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 魚食に関する知識の普及及び啓発のための広報活動
- (2) 学校給食その他の子どもたちに対する魚食の機会の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、魚食の普及に必要な施策

2 市は、事業者等及び市民が実施する魚食の普及に関する取組を支援するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項ができるように配慮し、魚食の普及に関する取組を自主的かつ主体的に実施するよう努めるものとする。

- (1) 市民が水産物等を手軽に購入することができるための環境整備
- (2) 地元産及び旬の水産物等の魅力を効果的に伝えるための製造及び販売の手法の検討
- (3) 市が実施する魚食の普及に関する施策への協力

(市民の協力)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、市及び事業者等が実施する魚食の普及に関する施策、取組等に協力するよう努めるとともに、魚食の習慣化及び栄養バランスに配慮した食生活に努めるものとする。

(魚食の日)

第7条 市は、魚食についての関心及び理解を深めるとともに、水産物等の消費の拡大を図るため、魚食の日を設ける。

2 魚食の日は、次に掲げる日とする。

- (1) 毎月3日から7日までの日（さかなの日）
- (2) 2月9日（ふくの日）
- (3) 9月4日（くじらの日）
- (4) 11月15日（かまぼこの日）
- (5) 11月23日（あんこうの日）

(個人の嗜好及び意思の尊重)

第8条 市、事業者等及び市民は、この条例の施行に当たっては、個人の嗜好及び意思を尊重するものとする。

附 則

この条例は、令和7年10月15日から施行する。



下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市立文洋中学校関西分校を設置するため。

別紙

下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立学校の設置等に関する条例（平成17年条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
下関市立文洋 中学校	略	下関市立文洋 中学校	略
		<u>下関市立文洋 中学校関西分 校</u>	<u>下関市関西町12番1号</u>
略	略	略	略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

下関市実証バス運行事業に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市実証バス運行事業に関する条例

下関市実証バス運行事業に関する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

実証バス運行事業に関し、必要な事項を定めるため。

## 別紙

### 下関市実証バス運行事業に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、バス路線の廃止に伴い、代替となる交通手段の検証を行うことを目的として実施する実証バス運行事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス路線の廃止 令和7年10月1日に行われた大字石原から大字井田を経て大字内日下に至るバス路線及び大字井田から大字員光を経て王司上町一丁目に至るバス路線の廃止をいう。
- (2) 実証バス運行事業 バス路線の廃止に伴い、市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて行う同法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送をいう。
- (3) 実証バス 実証バス運行事業により運行する乗合バスをいう。

#### (管理等)

第3条 実証バス運行事業は、市長が管理する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、実証バスに係る業務を委託することができる。

#### (運行系統等)

第4条 実証バスの運行系統、運行区間、運行便数、停留所、運行日等は、規則で定める。

#### (運行の中止)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、実証バスの運行を中止することができる。

- 2 規則で定める実証バスの運行管理の責任者は、実証バスの運行上危険があると認めるときは、その運行を中止することができる。

#### (乗車等の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、実証バスの乗車を拒み、又は降車を命ずることができる。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症若しくは同条第8項に規定する指定感染症（入院を必要とする者に限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は同条第9項に規定する新感染症の所見がある者
- (2) 法令の規定に違反する危険物、過大物品等を携帯している者
- (3) 付添人を伴わない重病者

- (4) 泥酔した者その他公の秩序を乱すおそれがある者
  - (5) 法令の規定による運転者の制止又は指示に従わない者
- (使用料)

第7条 実証バスに乗車する者は、630円を超えない範囲内で規則で定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(割増使用料)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、使用料のほかに、使用料と同額の割増使用料を納付しなければならない。

- (1) 不正の手段により使用料を免れ、又は免れようとした者
- (2) 所定の使用料を納めないで乗車した者

(損害賠償義務)

第10条 自己の責任に帰すべき事由により、実証バス又は実証バス運行事業の施設を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところにより速やかに原状に復すとともに、それを原因として生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、実証バス運行事業の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、実証バス運行事業について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 及び別紙 2 のとおり辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更する。

提案理由

六連島辺地及び蓋井島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため。

## 総合整備計画書（第1次変更）

山口県下関市六連島辺地  
（辺地の人口 78人 面積 0.69km<sup>2</sup>）

### 1 辺地の概況

#### （1） 辺地を構成する町又は字の名称

下関市大字六連島

字後山、字うなどり、字音次郎、字音次郎山、字金掛、字北、字北ノ段、字郷ノ浦、字坂口、字新比羅、字空方、字台、字高迫、字滝ノ上、字滝ノ本、字辻、字辻ノ森、字塔納、字屯兵衛山、字蜂ヶ久保、字伴谷、字平岩、字船着、字牧、字牧芝山、字牧ノ岩、字牧ノ谷、字まぶた、字水ノ本、字道瀬、字道瀬ヶ原、字南、字南台、字南台坂、字南台森、字明神、字向方、字向井方、字安瀬、字矢藤田、字先ノ森

#### （2） 地域の中心の位置 山口県下関市大字六連島字空方136番地

#### （3） 辺地度点数 217点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

六連島は、本市の西4キロメートルの海上にある指定離島で、平坦地に乏しく低平な台地状の地形となっており、海岸付近の平坦地とその周辺に比較的まとまって集落が形成されている。

六連島公衆便所は、島民や六連島航路の利用者など多くの人が利用しているが、供用開始してから44年が経過しており、その間改修を行っておらず、設置された和式便器は老朽化している。

高齢化した島民や島へ渡ってくる人の利便性の向上を図るため、和式便器から洋式便器への更新など当該公衆便所の改修を行う必要がある。

また、市営渡船六連島航路で使用している浮棧橋は、平成2年度に六連島漁港の係留施設として整備されたものであるが、整備から30年以上が経過し、腐食が進んでいる。

六連島航路の使用船舶である六連丸は、当該浮棧橋を利用して乗船客が乗降するよう設計されているため、他の係留施設では乗船客の安全が確保できないので、当該浮棧橋の早急な改修を行う必要がある。

さらに、本地域には、農用地が8.8ヘクタールあるが、河川等がないため、その農業用水は、農業水利施設において海岸沿いの地下水をポンプアップすることで、営農されている。

当該農業水利施設は、供用開始してから30年以上が経過しており、部分的な補修等により適切な管理を行っているものの、経年劣化による機能不全となった部分が確認されているため、パイプライン、揚水ポンプ等を更新することで、農業水利施設の機能を確保しつつ維持管理コストの低減を図り、本地域の持続可能な農業体系の構築を図る必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和8年度まで 3年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
六連島公衆トイレ	下関市	10,660	0	10,660	10,000
六連島漁港浮棧橋	下関市	30,000	0	30,000	30,000
農業水利施設	下関市	62,500	50,000	12,500	12,500
合計		103,160	50,000	53,160	52,500

## 総合整備計画書（第3次変更）

山口県下関市蓋井島辺地  
(辺地の人口 84人 面積 2.32km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

#### (1) 辺地を構成する町又は字の名称

下関市大字蓋井島

字筏石、字影山、字笠松、字からから、字川ノ上、字貴船、字草野山、字桑木添、字乞月、字小白瀬、字下り、字白瀬、字台場、字高野、字田ノ口、字田町、字西ヶ嶽、字鱸居、字宮ノ脇、字向、字村中、字山田、字ヨフガイノ腰、字網ヶ窪

#### (2) 地域の中心の位置 山口県下関市大字蓋井島字村中75番1

#### (3) 辺地度点数 267点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

蓋井島は、本市の西6キロメートルの海上にある指定離島であり、平坦地に乏しい丘陵性の地形で、山地が大部分を占めるため、海岸付近の平坦地及びその周辺に比較的まとまった集落が形成されている。

蓋井島漁港漁業集落排水処理施設は、供用開始してから20年が経過し、機械電気設備等の老朽化による不具合が多数発生していることから、安定的な運転を行うため老朽化対策を計画的に推進し、機能回復による長寿命化を図る必要がある。

また、本市では、水銀に関する水俣条約に基づき、令和3年以降水銀を使用した製品の製造、輸出及び輸入が原則禁止となったこと並びに体育館の高天井照明器具の製造が中止となったことを受け、体育館の高天井照明器具のLED化を推進しているため、下関市立蓋井小学校体育館の照明器具の取替工事を実施する必要がある。

さらに、蓋井島保健福祉館は、蓋井島の住民の保健と福祉の増進を図ることを目的とし、へき地保健福祉館として設置された、蓋井島における福祉施策を実現する拠点であり、住民にとって必要不可欠な施設であるが、築50年以上が経過し、施設の内外装の経年劣化が進行しているため、高齢化が進む住民が安全かつ快適に使用できるよう、建物の大規模改修を行う必要がある。

また、本市では、児童及び生徒の熱中症予防等の健康面への配慮並びに意欲をもって学べる学習環境の改善を図ることを目的に、小中学校の特別教室における空調設備の整備を進めており、下関市立

蓋井小学校及び下関市立蓋井中学校においても特別教室に空調設備の設置を行う必要がある。

さらに、蓋井島と本土を結ぶ唯一の公共交通である市営渡船蓋井島航路の吉見側の係留施設である吉見漁港の栈橋は、平成初期の整備から30年以上が経過し、腐食が進んでいるものの、その程度等が把握されていない。蓋井島航路の使用船舶である蓋井丸が利用できる係留施設は吉見漁港内に他にはなく、継続して当該施設を安全に利用していくため、早急に調査を行い、必要な改修を行う必要がある。

### 3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和9年度まで 6年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
排水処理施設	下関市	196,000	138,500	57,500	57,500
小学校体育館照明器具	下関市	3,480	0	3,480	3,400
保健福祉館施設	下関市	112,800	0	112,800	112,800
学校特別教室空調設備	下関市	3,000	0	3,000	3,000
吉見漁港栈橋	下関市	6,000	0	6,000	6,000
合計		321,280	138,500	182,780	182,700



財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

じんかい  
塵芥収集車を更新するため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市佐伯区五日市港三丁目 7 番 1 1 号  
いすゞ自動車中国四国株式会社  
代表取締役社長 藤 田 哲 也  
上記代理人 下関市亀浜町 9 番 5 0 号  
いすゞ自動車中国四国株式会社山口支社下関支店  
支店長 嘉 田 勲
- 2 目 的 物 塵芥収集車 2 台
- 3 取 得 価 格 2 1 , 9 3 8 , 4 0 0 円

提案理由

塵芥収集車を取得するため。



令和 6 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 6 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 6 年度下関市工業用水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	458,076,294	7,796,000	147,084,369
議会の議決による処分数額			△29,904,502
建設改良積立金の積立			△29,904,502
処分後残高	458,076,294	7,796,000	(繰越利益剰余金) 117,179,867

提案理由

令和 6 年度下関市工業用水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。



令和 6 年度下関市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 6 年度下関市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 6 年度下関市下水道事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 6 年度下関市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	22, 579, 884, 532	1, 296, 927, 305	831, 392, 264
議会の議決による処分数額	283, 449, 283		△506, 392, 264
減債積立金の積立て			△222, 942, 981
資本金へ組入れ	283, 449, 283		△283, 449, 283
処分後残高	22, 863, 333, 815	1, 296, 927, 305	(繰越利益剰余金) 325, 000, 000

提案理由

令和 6 年度下関市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため。



令和 6 年度下関市病院事業会計資本剰余金の処分について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 6 年度下関市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 6 年度下関市病院事業会計資本剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 3 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

令和 6 年度下関市病院事業欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	1, 849, 418, 860	8, 721, 762	△1, 631, 876, 402
議会の議決による処分額		△2, 784, 824	2, 784, 824
欠損補填		△2, 784, 824	2, 784, 824
処分後残高	1, 849, 418, 860	5, 936, 938	(繰越欠損金) △1, 629, 091, 578

提案理由

令和 6 年度下関市病院事業会計資本剰余金を処分するため。



令和 6 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分  
について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

令和 6 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分  
について

令和 6 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金を次の表のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき、本市議会の議決を求める。

## 令和 6 年度下関市ボートレース事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	13,206,951,522	18,863,347	26,074,440,316
議会の議決による処分数額	1,827,200,000		△17,028,771,553
建設改良積立金の積立			△15,201,571,553
資本金へ組入れ	1,827,200,000		△1,827,200,000
処分後残高	15,034,151,522	18,863,347	(繰越利益剰余金) 9,045,668,763

## 提案理由

令和 6 年度下関市ボートレース事業会計未処分利益剰余金を処分するため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立向山小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市本町三丁目 1 番 1 号

新ホーム・小林設備・冷機サービス下関市立向山小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事共同企業体

代表者 株式会社新ホーム

代表取締役社長 三喜田 修 一

構成員 下関市三河町 1 2 番 1 2 号

株式会社小林設備

代表取締役 小 林 智 亜 紀

構成員 下関市小月幸町 2 番 3 号

株式会社冷機サービス

代表取締役 松 村 信 司

2 工 事 名 下関市立向山小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事

3 請 負 代 金 額 3 3 6 , 6 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市向山町 1 4 番 1 号ほか

提案理由

下関市立向山小学校ほか12校特別教室空調設備設置工事の請負契約締結のため。

工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立豊浦小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市武久町一丁目 1 3 番 1 7 号

三晃空調・新ホーム下関市立豊浦小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事共同企業体

代表者 株式会社三晃空調山口営業所

所長 高 橋 一 成

構成員 下関市本町三丁目 1 番 1 号

株式会社新ホーム

代表取締役社長 三 喜 田 修 一

2 工 事 名 下関市立豊浦小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事

3 請 負 代 金 額 3 1 5 , 7 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市長府亀の甲二丁目 2 番 1 号ほか

提案理由

下関市立豊浦小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事の請負契約締結のため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下 関 市 長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

下関市立川中小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 下関市秋根本町一丁目 1 番 8 号  
中電工・古田設備工業下関市立川中小学校ほか 1 2 校特別  
教室空調設備設置工事共同企業体

代表者 株式会社中電工下関営業所  
所長 中 村 行 裕

構成員 下関市豊浦町大字川棚 7 4 5 2 番地の 7  
株式会社古田設備工業  
代表取締役 古 田 健 太 郎

2 工 事 名 下関市立川中小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事

3 請 負 代 金 額 3 0 1 , 4 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市伊倉本町 1 9 番 1 号ほか

提案理由

下関市立川中小学校ほか 1 2 校特別教室空調設備設置工事の請負契約締結のため。



工事請負契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

工事請負契約締結について

火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務につき、下記のとおり請負契約を締結する。

記

1 契約の相手方

工事請負人 山口市吉敷下東四丁目 1 9 番 2 4 号  
大和リース株式会社山口支店  
支店長 藤 井 順 一 郎

2 工 事 名 火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務

3 請 負 代 金 額 6 4 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円

4 工 事 場 所 下関市みもすそ川町

提案理由

火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務の請負契約締結のため。

